

雇用契約書兼労働条件通知書 (一部抜粋)

メンズサロン〇〇代表取締役 A と B は以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

労働契約期間 期間の定め：無

雇用形態 パート社員

使用期間 有 (3 か月)

2024 年 6 月 12 日水曜日から 2024 年 9 月 12 日木曜日

就業の場所 住所 (省略)

従事すべき業務の内容 施術、接客対応

上記に付随する一切の業務

労働時間 (省略)

休日、休暇 (省略)

賃金 (省略)

退職に関する事項 1 定年制 有 60 歳 (再雇用制度あり)

2 自己都合退職の場合 2 か月以上前に届け出ること

3 解雇事由 詳細は別途規約にて定める

その他

また研修費用は 20 万円かかるが、費用は会社が貸付、返済については一旦猶予する。
研修終了後、半年以内に退職する場合、退職後に返済を開始する。

(甲) 住所 (省略) メンズサロン〇〇 A

(乙) 住所 (省略) B

令和 6 年 () 第 号貸金請求事件
原告 株式会社メンズサロン〇〇
被告 B

訴状に代わる準備書面

令和 6 年 12 月 2 日

日立簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人司法書士 吉村 友紀 印

貸金請求事件

訴訟物の価額 金 20 万 0000 円
手数料額 金 1000 円

当事者の表示 別紙のとおり
請求の趣旨及び原因 別紙のとおり

証 拠 方 法

- | | | |
|---|---------|----------------|
| 1 | 甲第 1 号証 | 雇用契約書兼労働条件通知書 |
| 2 | 甲第 2 号証 | 就業に関する規則 |
| 3 | 甲第 3 号証 | 研修費用の返済に関する通知書 |
| 4 | 甲第 4 号証 | 回答書 |

附 属 書 類

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 訴状に代わる準備書面副本 | 1 通 |
| 2 | 甲第 1 号証乃至甲第 4 号証 (写し) | 各 1 通 |

以上

当事者目録

〒111-1111 (省略)

原 告 株式会社メンズサロン〇〇
代表取締役 A

〒319-1224 茨城県日立市南高野町1丁目3番17号 (送達場所)

上記訴訟代理人 司法書士 吉村 友紀
TEL 0294-87-7766
FAX 0294-87-7765

〒222-2222 (省略)

被 告 B

以上

請求の趣旨及び原因

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し金 20 万円及びこれに対する令和 6 年 10 月 1 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに 1 項につき仮執行の宣言を求める。

第 2 紛争の要点

- 1 原告は、令和 5 年 11 月 10 日に設立した美容業を主な目的とする株式会社である。
- 2 原告と被告は、令和 6 年 6 月 12 日、雇用契約を締結し、研修終了後半年以内に退職する場合は、原告が指定する期日までに返済をすることを条件として、原告が被告に対し、研修費用として金 20 万円を貸し渡すことを合意した。
(甲第 1 号証、甲第 2 号証)
- 3 令和 6 年 6 月 12 日、原告は、被告に対し、研修費用として金 20 万円を貸し渡し、研修を行った。
- 4 この研修は、被告が美容技術を習得するためのものであり、任意の研修である。
- 5 令和 6 年 9 月 21 日、被告は退職した。
- 6 原告は、被告に対し、令和 6 年 9 月 24 日発送の書面により、金 20 万円を令和 6 年 9 月 30 日までに返済するよう催告した。(甲第 3 号証)
- 7 原告は、令和 6 年 9 月 27 日付の被告からの回答書を受領した。(甲第 4 号証)
- 8 令和 6 年 9 月 30 日は経過した。
- 9 よって、原告は、被告に対し、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権として金 20 万円および履行遅滞による損害賠償として、支払期限の翌日である令和 6 年 10 月 1 日から支払済みまで民法法定利率の年 3 分の割合による金員の支払いを求める。

以上

令和 6 年()第 号 貸金請求事件
原 告 株式会社メンズサロン〇〇
被 告 B

証 拠 説 明 書

令和 6 年 12 月 2 日

日立簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人司法書士 吉村 友紀 ㊞

号証	標目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 1	雇用契約書兼労働条件通知書	写し	令和 6 年 6 月 12 日	原告、被告	原告と被告との間に金銭消費 貸借契約があったこと	
甲 2	就業に関する規約	写し	令和 6 年 6 月 12 日	原告	原告と被告との金銭消費貸借 契約の弁済期限が、原告の指 定する期日であること	
甲 3	研修費用に関する通知書	写し	令和 6 年 9 月 24 日	原告	原告が、被告に対し、金 20 万円を弁済期限を令和 6 年 9 月 30 日と定めて支払いを 催告したこと	
甲 4	回答書	写し	令和 6 年 9 月 27 日	被告	甲第 3 号証が被告に到達した こと	

メンズサロン〇〇 殿

契約書をいただいております。

返済の内容について確認がとれません。

契約書を郵送ください。

B

労働基準法

第 15 条 （労働条件の明示）

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

② 省略

③ 省略

第 16 条 （賠償予定の禁止）

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

令和 6 年 () 第 号貸金請求事件
原告 株式会社メンズサロン〇〇
被告 B

第 1 準備書面

令和 7 年 1 月 23 日

日立簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人司法書士 吉村 友紀 印

第 1 答弁書に対する認否

1 第 3 被告の主張 1 項

全てを否認する。「研修のことは追って連絡する、会社で預かる」と言った事実はなく、令和 6 年 6 月 12 日、原告と被告は雇用契約を締結し、被告の署名、捺印のある雇用契約書兼労働条件通知書（甲第 1 号証）の写しを被告に渡しており、書面で通知している。しかし、被告が紛失したため、回答書（甲第 4 号証）を受領した後、原告は被告に対し、再度、甲第 1 号証の写しを送付済みである。

また、答弁書第 3 被告の主張 4 項記載のとおり、研修後半年以内に金銭の支払義務が発生することは、被告自身が認識しているはずである。

2 第 3 被告の主張 2 項

全てを否認する。令和 6 年 6 月 12 日、雇用契約を締結するにあたり、研修については、モデルを準備したり、専門的な技術を指導することから、20 万円が発生することを被告には説明しており、妥当な金額である。

3 第 3 被告の主張 3 項

「美容技術を習得するための任意の研修とあるが、強制参加の新人研修である。」の部分及び「会社の業務の一環として」の部分を否認し、その他の部分は認める。

研修は任意の研修であり、実際に、施術や脱毛についての研修を受講せずに業務を行っている従業員も存在する。また、原告が日時を拘束したわけではなく、日程は全て被告の都合に合わせていた（甲第 5 号証）のだから、会社の業務の一環ではない。

4 第 3 被告の主張 4 項

「この研修完了後まで働かせられない」の部分を否認する。

「働かせられない」と伝えたのではなく、被告が勤務して 2 か月半の間

に、クレームが4件発生していることや、勤務成績不良のため、「再研修が終わるまではお客様対応を行うことが出来ない」と伝えた。(甲第6号証)

「二度目の強制参加の再研修の終了後から、また半年以内に退職すると、研修費用という名の違約金を支払わされること」の部分及び「この縛りで拘束している。」の部分を否認する。

雇用契約書兼労働条件通知書(甲第1号証)記載の研修とは、初回の新人研修のことである。この度の再研修については、被告に対するクレームが発生したこともあり、勤務成績向上のためのフォローアップ研修であり、この再研修から半年以内に退職すると20万円の貸金返済の義務が生じるわけではない。初回の新人研修終了後半年以内に退職する場合に、20万円の貸金返済の義務が生じるのである。

原告は、被告に対し、当日の欠勤や、1週間以上連絡が取れない状況が続いたり、業務に重大な支障を与えたことから、勤務態度の改善を促すため注意書を送付した。(甲第7号証)

このように、原告は、被告の勤務成績向上のために再研修の機会を与え、指導しようとしていたが、令和6年9月21日、被告は退職した(第7号証)。

よって、原告は被告を拘束していない。

以上

令和 6 年()第 号 貸金請求事件
原 告 株式会社メンズサロン〇〇
被 告 B

証 拠 説 明 書

令和 7 年 1 月 23 日

日立簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人司法書士 吉村 友紀 ㊞

号証	標目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 5	ラインの通信記録	写し	令和 7 年 1 月 20 日	原告	研修が会社の業務の一環ではないこと	
甲 6	ラインの通信記録	写し	令和 7 年 1 月 20 日	原告	原告が被告に対し、再研修が終わるまではお客様対応を行うことが出来ない、と伝えたこと	
甲 7	注意書 ラインの通信記録	写し	令和 6 年 9 月 15 日 令和 7 年 1 月 20 日	原告	① 原告が被告に対し注意書を送付し、到達したこと ② 被告が退職したこと	

令和 6 年 () 第 号 貸金請求事件

原告 株式会社メンズサロン〇〇

被告 B

証 拠 申 出 書

令和 7 年 2 月 6 日

日立簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人司法書士 吉村 友紀 印

第 1 証人尋問の申出

1 証人の表示

〒 3 3 3 - 3 3 3 3

住所 (省略)

C (同行・主尋問 1 5 分)

2 立証の趣旨

- (1) 原告と被告との間の金銭消費貸借契約の事実
- (2) 被告が受講した研修が業務の一環ではなく、任意の研修であった事実

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

以 上

別 紙

尋 問 事 項 (証人 C)

- 1 Cの勤務先はどこか。
- 2 Cは、どのような業務を行っているか。
- 3 被告とCは、どのような関係か。
- 4 被告が、雇用契約書兼労働条件通知書（甲1号証）に署名、捺印したのはいつか。
- 5 その際、Cは、原告に代わり従業員として、被告に対し、雇用契約書兼労働条件通知書（甲1号証）について、どのように説明したか。
- 6 その際、Cは、被告に対し、本件の研修費用の借入れについて、どのように説明したか。
- 7 その際、署名、捺印した雇用契約書兼労働条件通知書（甲1号証）は何通か。
- 8 その際、Cは、雇用契約書兼労働条件通知書（甲1号証）の写しを被告に渡したか。
- 9 被告が受講した研修は、いつ行われたか。
- 10 その研修は、どのような内容か。
- 11 その他、これらに関連する一切の事項

以 上

令和 6 年 () 第 号貸金請求事件
原告 株式会社メンズサロン〇〇
被告 B

第 2 準備書面

令和 7 年 4 月 2 日

日立簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人司法書士 吉村 友紀 印

第 1 被告第一準備書面に対する認否

1 原告第一準備書面に対する認否 1 項

全てを否認する。「研修のことは追って連絡する、オーナーのハンコをもうらうから、会社で預かる」と言った事実はなく、令和 6 年 6 月 12 日、すでにオーナーの印鑑が押印済みであった、雇用契約書兼労働条件通知書（甲第 1 号証）を、原告の外注先である C は、被告に対し、読み合わせを行いながら説明し、「よろしければ署名、捺印してください」と言い、被告は納得したうえで、署名、捺印した。原告の外注先 C は、被告に対し、雇用契約書兼労働条件通知書（甲第 1 号証）の写しを手渡した。

2 原告第一準備書面に対する認否 2 項

全てを否認する。令和 6 年 6 月 12 日、原告の外注先 C は、雇用契約を締結するにあたり、研修費用として 20 万円が発生することを被告には説明したうえで、質問があるか聞いたが、被告からの質問は何もなかった。モデルに対しての報酬など費用が発生することもあり、20 万円は妥当な金額である。

3 原告第一準備書面に対する認否 3 項

「マニュアルを全て覚えないと業務に就くことは出来ない。」の部分、「日程を合わせてもらったわけではなく、社員の C の出勤日と店の営業が終わる時間に合わせていた。その中でも私の会社帰りに寄れる日に合わせてもらっただけである。業務の一環である。」の部分、「店の都合で急に日程を変更されるようなただの入社時の新人研修である。」の部分、「この研修マニュアル（乙 1 号証）を全て覚えないと、デビュー出来ない（業務に就くことはできない）」の部分及び「強制の研修である。」の部分を否認し、その他の部分は認める。

被告が別会社で勤務していることから、研修の日程について、原告は被告の勤務に合わせていた。また、被告が別会社で残業となった時や、体調不良

の時、原告は、研修の日程変更に応じていた。

原告は、被告に対し、研修とは、より高い技術に達するために必要なものであり、マニュアルの大切さを伝えたのであり、「全て覚えないと業務に就くことはできない」と言った事実はない。

4 原告第一準備書面に対する認否 4項

全てを否認する。原告は、被告の勤務成績不良のため「再研修が終わるまではお客様対応を行うことが出来ない」と伝えたが、「働かせられない」わけではない。原告は、被告に対し、退職を促したのではなく、勤務成績向上のための再研修の機会を与え、指導しようとしていた（甲第7号証）のであって、原告は、被告との雇用契約を解除していない。

以上

原告 労働基準法 16 条違反ではないという反論

① 研修については外注先に業務委託しており、費用が発生している。

② 賃金の直接控除は一切ない。

(賃金を支払っている。研修費用を賃金と相殺していない。)

③ 自由意思による契約

被告は入社時に研修費用負担について事前説明を受け、内容を理解し

同意のうえ契約締結している。

・ 判例を元に主張してほしい。

藤野金属工業事件、野村證券（留学費用返還請求）事件



原則として、退職時に研修費の返還を請求することは、賠償予定の禁止に該当する（16 条違反となる）が、例外として下記の場合認められる。

① 金銭消費貸借契約により費用を負担している場合

(きちんとした契約書ではないが一応ある)

② 本人の意思で研修に参加している場合

③ 教育内容と業務との関連性が低い場合

④ 返金免除となる勤務期間が適切である場合（今回は半年なので OK）

※ 業務性の判断要素

内容が業務に直接の関連性がないのに使用者が負担する費用が大きく、一方従業員にとって、修学によって使用者が負担した費用を前提として、更に高額で転職できる利益を得ることが出来る場合であると考えられる。